

### 3. IAEA 保障措置

---

#### 保障措置協定と IAEA 保障措置

##### 1. IAEA 保障措置の位置づけ

IAEA 保障措置とは、核不拡散に関する以下の国際的枠組みの中で、国際原子力機関（IAEA）と各国との間で締結される保障措置協定に従って、核物質等が平和利用活動から軍事目的に転用されないことを確保することを目的として、IAEA 憲章に基づき、IAEA が当該国の平和利用の原子力活動に対し適用する検認制度。

- (1) IAEA 憲章
- (2) 核兵器の不拡散に関する条約（NPT）
- (3) ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止のための条約（トラテロルコ条約）

##### 2. 包括的保障措置協定

###### (1) 目的等

###### (イ) 目的

有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知のリスクにより、軍事転用を抑止する。

###### (ロ) 期待される効果

- ① 転用及び不正使用の探知
- ② 転用されていないことの確認
- ③ 転用の抑止

###### (2) 適用プロセス

- (イ) 保障措置協定締結に関し、NPT 第 3 条 4 は、保障措置協定締結に関する交渉は、NPT の批准書又は加入書を締結国が寄託する日までに開始し、また、NPT の批准書又は加入書寄託後 18 箇月以内に右協定が効力を生じていなければならない旨規定。
- (ロ) モデル協定は、協定の発効、「冒頭報告」、「設計情報」の検認等に関し、以下を規定。
  - (i) この協定は以下により発効する（下記、各国が①及び②のいずれかを選択）。

- ①当該国の法律及び憲法上の要件を満たした旨の書面による通告を I A E A が受領する日、又は、②当該国及び I A E A が署名。(第 25 条)。
- (ii) 協定発効の月の最終日から 30 日以内に、保障措置の対象となるすべての核物質に関する情報を、当該国が I A E A に提出(「冒頭報告」：第 8 条、第 41 条及び第 62 条)。
- (iii) I A E A は「冒頭報告」に含まれる情報を検認すること等を目的として「特定査察」を行うことができる(第 71 条)。
- (iv) 当該国及び I A E A は、「補助取極」の協定発効後 90 日以内に発効のためにあらゆる努力を払う。この期間の延長のためには当該国と I A E A の合意が必要(第 40 条)。
- (v) 当該国は、「補助取極」の討議中に、保障措置に関連する施設の特徴に関する情報「設計情報」を I A E A に提供する(第 8 条及び第 42 条)。
- (3) 新規の原子力施設の運転開始時及び運転時における保障措置にかかわる活動  
保障措置の活動について、モデル協定は以下を規定。
- (イ) 保障措置の目的を達成するため、保障措置の手段として「核物質の計量管理」を基本とし、補助手段として「封じ込め・監視」を用いる(第 29 条)。
- (ロ) I A E A による検認活動の技術的結論は、「物質収支区域」につき一定の期間の「在庫差」及びその量の許容誤差を報告の形とする(第 30 条)。
- (ハ) 協定の規定する手続きの適用方法に関して、I A E A がこの協定に基づく責任を効果的かつ効率的に遂行することを可能とするために、詳細に規定する「補助取極」を作成する(第 39 条)。「補助取極」は「総論部分」及び各施設毎に作成される「施設附属書」から構成される。
- (ニ) 協定発効の月の最終日から 30 日以内に、保障措置の対象となるすべての核物質に関する情報を、当該国が I A E A に提出(「冒頭報告」(第 8 条、第 41 条及び第 62 条))。
- (ホ) 「冒頭報告」以降の状態変化を確認すること等を目的として、I A E A は「特定査察」を行うことができる(第 71 条)。
- (ヘ) 当該国は、「補助取極」の討議中に、保障措置に関連する施設の特徴に関する情報(「設計情報」)を機関に提供する(第 8 条及び第 42 条)。  
なお、新規の施設の「設計情報」は、以下のとおり提供する(「補助取

極」総論部分に規定)。

(a) 新規施設の予備的な設計情報

建設決定又は、建設承認のどちらか早い方の後できるだけ早く

(b) 新規の施設のさらに詳細な設計情報

設計の進展により新規の情報が提出されたときにできるだけ早く

(c) 初期の建設計画に基づく、新規施設の完全な設計情報

建設開始の180日以前にできる限り早く

(d) 完成予想に基づく、新規施設の完全な設計情報

建設への核物質受入の180日以前にできる限り早く

(ト) IAEAは「設計情報」を検認するため、査察員を派遣することができる(第48条)。

(チ) 当該国は、核物質在庫量の「記録」が保持されるよう取り計らう(第51条)。

(リ) 当該国は、保障措置の対象となる核物質に関し、協定に規定される「報告」をIAEAに提出する(第63条~第67条)。

(ヌ) 「報告」が「記録」に合致しているか、核物質の所在、同一性、量及び組成等を検認するためIAEAは「通常査察」を行う(第72条)。

(ル) IAEAは査察の結果及びその検認活動から導き出された結論を当該国へ通報する(第90条)。

(4) 異常時等に係る活動

(イ) 当該国は、補助取極に規定する限度を超える核物質の損失があり、又は、封じ込めが予想外に変化した場合に、「特別報告」を行う(第68条)。

(ロ) IAEAは、①「特別報告」に含まれる情報を検認するため、あるいは、②当該国から提供された情報及び「通常査察」から得られた情報が、IAEAの責務を遂行するために十分ではないとIAEAが認めた場合に、「特別査察」を行う。「特別査察」の実施は当該国政府とIAEAとの協議が前提となっており、両者の合意により、「通常査察」の範囲を超えた情報又は場所に接近することができる(第73条、第77条)。

(ハ) 理事会は、核物質の転用がないことを確認するために、必要な措置を要求することができる(第18条)。

(ニ) 理事会は、核物質の転用がないことを確認できない場合には、憲章第12条Cに規定する安保理への報告及びIAEA加盟国としての特権及び権利の停止措置等をとることができる(第19条)。

## 追加議定書

## 1. 概要

- (1) I A E A と保障措置締結国との間の保障措置協定の議定書であり、「追加議定書 (Additional Protocol)」と呼ばれる。
- (2) 追加議定書の構成及び内容は、I A E A より INFCIRC/540 (Corrected) との番号を付された文書で公表されている (「モデル追加議定書」)。我が国と I A E A の追加議定書もこれをモデルとしている。

## 2. この追加議定書は、前文、本文 18 箇条並びに附属書 I 及び II から成り、その内容は、概要次のとおり。

## (1) 現行協定との関係 (第 1 条)

現行協定の規定は、追加議定書に関連し及び両立する限度において、この議定書について準用する。追加議定書の規定と抵触する場合には、追加議定書の規定を適用する。

## (2) 情報の提供 (第 2 条)

(a) 日本国政府は、次の情報を含む報告を I A E A に行う。

- ・核物質を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報 (政府の関与のあるもの) (a(i))
- ・原子力サイト関連情報 (操業活動 (a(ii))、建物の概要 (a(iii)))
- ・附属書 I の特定設備・資材の製造・組立活動の規模に関する情報 (a(iv))
- ・現行協定の対象外の核物質の情報 (ウラン鉱山等 (a(v))、燃料加工、濃縮前の原料物質 (a(vi))、現行協定から免除された核物質 (a(vii))、中・高レベル廃棄物 (a(viii)))
- ・附属書 II の特定設備・資材の輸出入情報 (a(ix))
- ・今後 10 年間の核燃料サイクル開発計画 (a(x))

(b) 日本国政府は、次の情報を機関に提供するためにあらゆる合理的な努力を払う。

- ・核物質を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報 (政府の関与のないもの) (b(i))
- ・原子力サイトに機能的に関連する活動の概要 (b(ii))

## (3) 補完的なアクセス (第 5 条)

日本国政府は、I A E A に対し次の場所へのアクセスを認める。

- ・原子力サイト内の場所 (a(i))
- ・現行協定の対象外の核物質の所在する場所 (a(ii))
- ・廃止措置のとられた施設、施設外の場所 (a(iii))

- ・核物質の存在しない原子力サイト外の場所 (b、c) (ただし、日本国政府がアクセスを実際に確保することが不可能な場合には、他の方法により機関の要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う。)
- (4) 現行保障措置制度の効率化
- ・ IAEAにより通告された査察員について、日本国政府がその拒否を3箇月以内に通報しない限り、日本国への査察員として指名されたものとみなす (第11条)。
  - ・ 日本国政府は、査証の要請後1箇月以内に数次の出入国査証を発給する (第12条)
- (5) 通信システム (第14条)
- 日本国政府は、機関が行う自由な通信を認め、かつ、これを保護する。
- (6) 秘密情報の保護
- ・ 日本国政府及び機関は、核不拡散上機微な情報の普及防止等のため、管理されたアクセスについての取決めを作成する (第7条)。
  - ・ IAEAは、機関が知るに至った情報を保護するために厳重な制度を維持する (第15条)。
- (7) 効力発生 (第17条)
- この議定書は、日本国政府が効力発生のための要件を満たした旨を通告する日に発効する。
- (8) 附属書 I 及び II
- 第2条に従い、日本国政府が申告すべき特定設備・資材の製造等の活動の一覧表 (附属書 I) 及び輸出及び輸入の報告のための特定設備・資材の一覧表 (附属書 II) を定める。

## IAEA 保障措置強化のための国際会議議長サマリー（仮訳）

1.2002年12月9日及び10日、36カ国を代表する82人の参加者が、東京において強化されたIAEA保障措置の普及を図るための方途について話し合った。

2.本会議の参加者は、核不拡散条約（NPT）体制を支える上で極めて重要な役割を担っているIAEA保障措置制度を強化する必要性を強調した。この役割は、最近の核不拡散体制に対する挑戦（イラクにおける核開発の検認、北朝鮮における隠匿されたウラン濃縮計画についての報告等）に鑑み、焦眉の急を要するものである。参加者は、NPT体制の普遍化の重要性を再確認した。

3.これに関し、参加者は、公平かつ厳しい査察がNPT体制の維持に不可欠であること、並びに申告された核物質の転用のみならず未申告の核物質や原子力活動が存在しないという信頼できる確証を国際社会に対して与える権限がIAEAに付与されるべきであることにつき意見の一致を見た。

4.参加者は、IAEAアクション・プラン及びこの2年間に開催された一連の地域セミナーの結果に照らし、IAEAの保障措置制度を強化するための方途（特に、追加議定書の普遍化）について議論した。アジア・太平洋地域、ラテン・アメリカとカリブ地域、中央アジアと南コーカサス地域、バルト地域、及びアフリカ地域における地域セミナーの結果は、本会議における議論の貴重な基礎となった。これらのセミナーを開催したエストニア、日本、カザフスタン、ペルー、及び南アフリカの各政府と、オーストラリア、フランス、スウェーデン、及び米国による支援に対し、感謝の意が表明された。

5.2001年6月に開催された東京セミナー以降、追加議定書を新たに署名した国が12カ国、発効させた国が9カ国があるなど、一定の進展があった。しかしながら、本会議が開催された時点では、追加議定書の署名国は未だに67カ国に留まっており、そのうち28ヶ国において追加議定書が発効したに過ぎない。さらに、NPT締約国のうち、48の非核兵器国が未だにNPTに基づく保障措置協定を締結していない。包括的保障措置協定及び追加議定書を普遍化するという目標の達成には程遠い。強化されたIAEA保障措置の普及に向けて、なお一層の一致した努力が早急に求められる。

6.参加者は、各国がIAEAと協力して、とくに以下の適切な方策を集団的かつ個別に実施すべきであるとの認識を共有した。

a. IAEA の保障措置制度を強化するための政治的モメンタムを維持するため、関係国及び IAEA は、アウトリーチ努力について緊密に協力し、情報を共有し、本件を国際的な議論の最前線の問題として位置付け続けるべきである。とくに、強化された保障措置の重要性は、2005 年の運用検討会議を念頭においた NPT の運用検討プロセスとの関連で、そして、国連総会その他の軍縮及び不拡散問題を扱う国際会議においても取り上げられるべきである。政治的関心を高めるため、共同閣僚宣言の発出を検討するとの可能性が提案された。

b. 参加国が追加議定書により更に強化された保障措置協定を締結ないし遵守することによって、原子力及び関連技術の平和的利用、及び原子力活動分野における国際協力が促進される。保障措置協定及び追加議定書の完全な実施により、参加国は自らの原子力活動の透明性及び信頼性を高めることが可能となる。これは、地域の平和と安定につながり、世界的な核不拡散体制の強化に寄与するのみならず、原子力の平和的利用における協力を容易にすることになる。参加国は、この目標に向けた協力や支援分野を特定するため、他の国々や IAEA との協力関係を深めることを考慮すべきである。IAEA 保障措置制度を強化する重要性と利益を強調し、広く周知するためには、国会議員、メディアと市民社会一般の役割が重要である。

c. また、参加国は、核テロ防止対策における IAEA 保障措置制度の役割を認識すべきである。効果的な計量管理体制 (SSAC) の確立及び SSAC と他の関連制度との協同は本件における重要な方策である。

d. SSAC 強化への努力に関連し、IAEA は多国間及び二国間の支援と協力における調整を容易にし、支援国と IAEA が関連情報を共有する上で、引き続き重要な役割を果たしていくべきである。

e. 追加議定書の普遍化のために、追加議定書締結国から未締結国に対する必要な情報提供と協力により、二国間で求められる協力が最大限促進されるべきである。このことは、とくに、IAEA 非加盟国にあてはまる。この点に関連し、数カ国の代表、とくにオーストラリア、フランス、日本、ニュージーランド、英国及び米国は、追加議定書締結及び実施の際に、未締約国が抱えるであろう技術的及び他の障害を克服するための専門知識を提供する用意がある旨表明した。

f. 強化された IAEA 保障措置の政治的、法的、技術的側面に関する助言を提供

する地域及び国内のセミナーやワークショップ、ブリーフィング並びに研修は、強化された保障措置の普遍化のために引き続き有益なメカニズムである。各国における核物質や施設の有無、異なるニーズに応える手段の有無に適切な配慮がなされるべきである。

g. 国内的及び地域的努力を調整し、モメンタムを維持するために地域セミナーを開催した国を始めとした関心国の参加により、非公式な追加議定書の非公式友好国会合の設立が提案された。

7. 本件国際会議は、一連の地域セミナー並びに参加国及び IAEA 事務局による努力の結果に基づく、進捗をレビューする貴重な機会であった。参加者は互いにこのような活動に関する経験と解決すべき関連問題の認識に関する情報を交換した。そして本件に関し、引き続き協力を継続することの重要性に合意した。この文脈で、参加者は本件会議の重要性を強調し、強化された IAEA 保障措置の普及を達成するための努力を継続することを期待する。

8. 参加者は、追加議定書を署名したものの、未だ発効していない全ての国、とくに、(中国を除く) 核兵器国及び EU 加盟国が、政治的モメンタムを維持するために、早急に発効手続きを完了させる努力を傾注することを期待する旨表明した。

9. 参加者は一連の地域セミナーを主催し、支援し、それらの活動を支援した国々、とくに日本、並びに IAEA 事務局に対する謝意を表明した。